

目 次

	ページ
告 示	
14 令和 6 年第 2 回新潟県市町村総合事務組合議会定例会の招集	2
辞 令	
事務所長の任免について	3

新潟県市町村総合事務組合告示第 14 号

令和 6 年第 2 回新潟県市町村総合事務組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和 6 年 8 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 二階堂 馨

- 1 日時 令和 6 年 8 月 22 日（木） 午後 3 時 30 分
- 2 場所 新潟県自治会館（新潟市中央区新光町 4-1） 301 会議室

事務所長の任免について(辞令)

新潟県市町村総合事務組合行政組織規則(平成16年規則第2号)第16条第1項に規定する事務所長に異動があったので、次のとおり発令した。

令和6年8月1日

新潟県市町村総合事務組合管理者 二階堂 馨

令和6年2月13日付け 聖籠町事務所長を免ずる 西脇道夫

令和6年7月17日付け 聖籠町事務所長を命ずる 高松光志